務00013年(令和10年3月末まで保存)広報第2号(情管)令和6年4月4日

各 所 属 長 殿

広 報 課 長

警察活動用動画配信機器の運用の手順及び留意事項について

「警察活動用動画配信機器運用要領の制定について」(令和6年4月4日付け広報第1号)に基づく、警察活動用動画配信機器の運用の手順及び留意事項については下記のとおりですので、よく理解の上、適正な運用に努めてください。

記

1 運用の手順

(1) 動画配信機器の基本事項

ア 機器構成

端末(パソコン)、ビデオカメラ、エンコーダ機器及びモバイルルータ(運用に必要なケーブル等の付属品を含む。)

イ 機器パスワード

端末にユーザ I D及びパスワードを、モバイルルータに画面パスワードを設定します。

- ウ機器の仕様
 - 一般通信回線を利用し、月50GBまで通信が可能です。
- (2) SNSへの接続(YouTube)
 - ア 「青森県警察における情報セキュリティに関する対策基準について」(令和 5年3月29日付け情管第125号)により、外部サービスを利用する場合は、情報セキュリティ管理者(総務室長)の許可が必要です。

現行、情報セキュリティ管理者から許可を受けた動画配信(いわゆる「ライブ配信」。)が可能な外部サービスは、YouTubeのみとなります。

YouTube以外のSNS等による動画配信を希望する場合は、あらかじめ当課を通じ情報セキュリティ管理者へ届け出る必要があることに留意願います。

イ YouTubeへの接続~配信

別添「YouTubeライブ配信手順」に従ってください。

配信に必要なユーザID及びパスワード類は、貸与の際通知します。

2 留意事項

(1) 機器関連

モバイルルータに接続(有線又は無線)できる機器は、警察活動用動画配信機器に限り、その他の公用又は私物機器の接続は厳禁です。

特にスマートフォンなど市中のWi-Fiを認識できる仕様のものは、認識してもパスワード入力して接続しないよう、十分留意してください。

(2) SNS関連

使用するSNSは、青森県警察の公式アカウントであることを踏まえ、下記の 点に留意してください。

ア 広告掲載の申し込みをしないこと。

イ 動画をアップロードする場合(ライブ配信ではなく、動画を保存して公式アカウントから視聴できるようにすること。)は、当課との協議が必要なこと。

(3) 動画撮影関連

動画配信は、一般の通信回線を使用した部外者向けのものであることを踏まえ、撮影の際は下記の点に留意してください。

ア 被撮影者のプライバシー保護に十分留意して撮影すること。

秘匿性を要する場所で撮影する場合は、特定されることがないよう留意する こと。

イ 被撮影者は、警察職員として品位を欠くことがないよう、言動及び行動に十 分留意して撮影を受けること。

使用の際の責任者は、被撮影者が警察職員として品位を欠くことがないよう、 あらかじめ言動及び行動について指導又は事前打ち合せ等を行うこと。

- ウ 庁舎、設備、機材のほか、警察無線、警察電話などの秘匿性のある場所や情報などの漏洩防止に努めること。
- エ 撮影の対象物(音源を含む。)が著作権法に抵触しないか確認すること。

担当:広報課広報係